

第10回 公開シンポジウム

どうする？ 空き家と所有者不明土地！

～ あの土地や建物はだれのもの？ 所有者を探そう！～

所有者不明の土地や建物が全国的に増加し、九州に匹敵する規模の土地と推計100万戸を超える建物が所有者不明となっています。

これらの不動産は、東日本大震災や能登半島地震の復旧復興の妨げになったほか、不動産取引や都市開発の阻害要因となったり、長い間放置されていて倒壊事故、犯罪現場に悪用、火災延焼など大きな危険を誘発する等、地域住民の生活にも深刻な影響を及ぼしています。

身近に潜む危険はけっして他人事ではありません。そんな課題の解消に向けて一緒に考えてみませんか。



シラナカッタヌキ

「所有者不明」
こんなケースも

- ▶ 空き家や空き地が長年放置されていて、近所に持ち主を知っている人が誰もいない。
- ▶ 相続登記がなされないまま相続関係が拡散複雑化してなかなか所有権が定まらない。
- ▶ 相続人がいなかったり、相続人全員が相続放棄して相続人が不存在となってしまった。

日時 令和8年 6月4日(木) 13:30～ (受付 12:30)

会場 アルピコプラザホテル3階「ミヤビエ」
場所 / JR松本駅前 ※公共交通機関のご利用をお願いします。
※駐車場は有料駐車場となります。

参加無料
申込不要



ふどうさんとうきずいしん
不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ

第1部 講演① 13:40～15:10 (途中休憩あり)

所有者不明不動産から生じる課題の解消に向けて

講師 ◆ 公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会



概要編 所有者不明不動産はなぜ発生するのか、具体的にどんなケースが考えられるか、課題解消のための施策や制度と手続について

実務編 相続財産清算人や所有者不明土地・建物管理人を例に、根拠法(民法・特措法)による制度の違いや手続の詳細について

第2部 講演② 15:20～16:00

はじめての国土調査法第19条第5項やってみた

講師 ◆ 公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会・地籍アドバイザー

民間・公共機関を問わず各種測量成果が、国交省への申請と審査を経て法務局の地図となります。この制度を利用した計画・補助金の活用・申請・測量作業等の具体例を紹介します。

第3部 「まさことみんなの質問タイム」 16:10～16:45

今回のテーマについて参加者と一緒に考える時間

進行・代表質問者 ◆ ラジオパーソナリティ 塚原 正子 氏

※内容には若干の変更が生じる場合もございます。

お問合せ

(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 事務局

〒380-0872 長野市大字南長野妻科 399 番地 2

TEL.026-232-3301 FAX.026-232-3305

E-mail:nkt@nagano-kt.com URL http://www.nagano-kt.com/

第3部で取り上げてほしい質問を

事務局専用アドレスで事前に受け付けます！

専用アドレス E-mail:8k@nagano-kt.com